

〔備考〕

- 明細書の翻訳文は、次の要領で記載する。
 - 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
 - 「【発明の名称】」には、願書に記載されたもの（国際調査機関が発明の名称を決定したときは、国際調査機関が決定したもの）を翻訳して記載する。
 - 明細書（配列表は除く。）の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。
 - 「発明の詳細な説明」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しさは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【先行技術文献】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【発明の概要】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。
 - 「図面の簡単な説明」の図の番号は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】」、「【図2】」のように記載し、図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しが付す。また、符号の説明がある場合には符号の説明の前になるべく「【符号の説明】」の見出しが付す。
 - 微生物の寄託について付された受託番号をまとめて記載しようとするときは、当該記載事項の前には、なるべく「【受託番号】」の見出しが付す。
 - その他は、様式第29の備考1から5まで、7、9、16及び17と同様とする。

（微生物の寄託に付する旨の記載）

（微生物の寄託に付する旨の記載）

様式第3（第2条関係）

【書類名】 明細書

【考案の名称】

【技術分野】

【背景技術】

【先行技術文献】

（【特許文献】）

（【非特許文献】）

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

（【考案の効果】）

【図面の簡単な説明】

【図1】

【考案を実施するための形態】

（【実施例】）

【産業上の利用可能性】

（【符号の説明】）

（【配列表フリーテキスト】）

（【配列表】）

〔備考〕

- 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書き、仮名（外語は片仮名）常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【考案の名称】」の欄に記載する当該考案の内容については、半角を用いてはならない。また、「「」」及び「」」は用いてはならない（欄名の前後に「【】」及び「】」を用いるときを除く。）
- 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。
- 技術用語は、学術用語を用いる。
- 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国语による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 「【考案の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならない。
- 「考案の詳細な説明」は、第3条及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、「【考案の名称】」の欄の次に、次の要領で記載する。
 - 原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しが付す。
 - 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来の技術があるときは、なるべくそれを記載し、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しが付す。
 - 従来の技術に関する文献が存在するときは、その文献名をなるべく記載する。特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【特許文献】」の見出しが付し、学術論文の名称その他文献名を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【非特許文献】」の見出しが付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しが付す。
- 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しが付し、これらの見出しが付する前には、「【考案の概要】」の見出しが付す。